

東京都トラック協会

飲酒運転撲滅に向けて

～「コミュニケーション強化」と「日常管理」～

2021年9月30日

MS&AD MS&ADインターリスク総研

リスクマネジメント第二部

はじめに

本年6月、千葉県八街市で「飲酒運転」をしたドライバーが児童5人を死傷させる大変痛ましい事故が発生しました。このトラック事業者は「白ナンバー」事業者でありましたが、警察庁の統計によれば、一般貨物自動車運送事業者においても飲酒事故は根絶されていません。

「トラック事業における総合安全プラン2020」において「事業用自動車における飲酒運転ゼロ」を目標に掲げましたが、残念ながら飲酒運転はゼロではありませんでした。そして2021年も多くの飲酒事故が発生しています。

このような時代背景の中、運輸事業者においては乗務員に対して徹底した「飲酒運転撲滅へ向けた指導・管理」を行う必要があります。

そこで、本日は「飲酒運転」に関して、その現状、アルコールの及ぼす影響、防止対策について知っていただくとともに、防止対策で重要となる「管理体制の強化」に必須であるコミュニケーション確保方法、日常管理手法について理解いただくことで、事業者としての安全マネジメント取組に寄与することを目的とします。

1. 事業用トラックの飲酒事故実態
2. 飲酒運転の及ぼす影響
3. 飲酒運転防止対策
4. 情報伝達、コミュニケーションの確保
5. 日常管理で飲酒運転撲滅・健康起因事故防止

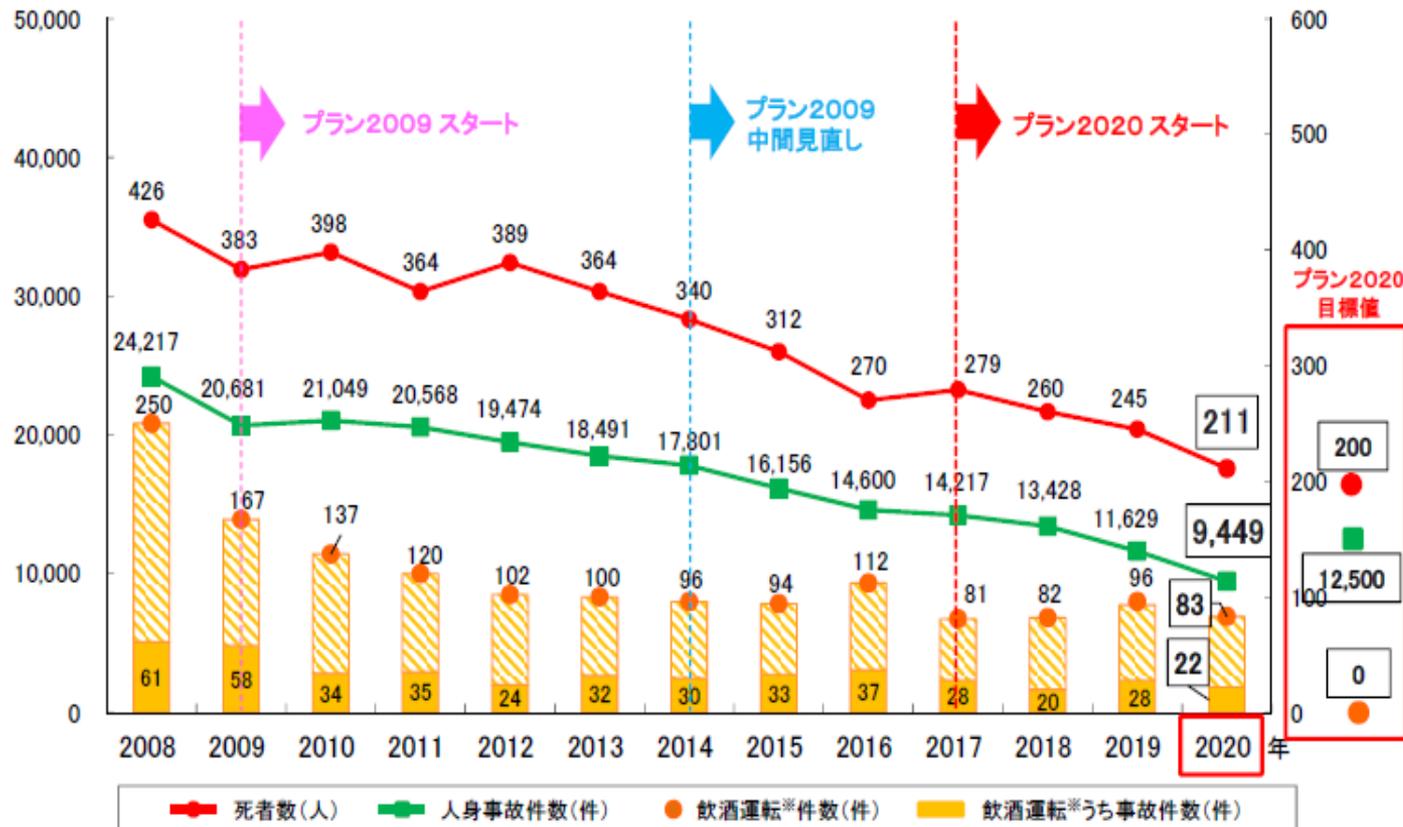
1. 事業用トラックの飲酒事故実態
2. 飲酒運転の及ぼす影響
3. 飲酒運転防止対策
4. 情報伝達、コミュニケーションの確保
5. 日常管理で飲酒運転撲滅・健康起因事故防止

1. 事業用トラックの飲酒事故実態

1. (1) : 「トラック事業における総合安全プラン2020」目標値と現況

飲酒運転事故件数：飲酒運転ゼロ 交通事故死者数：200人以下 人身事故件数：12,500件以下

※「飲酒運転ゼロ」目標達成のためには、関係者一丸となって取り組む必要がある。



※「飲酒運転」は「道路交通法違反取締件数」の数値で、「酒酔い運転」および「酒気帯び運転」の合計値。

数字はいずれも事業用貨物自動車（軽自動車を除く）によるもの。

出典：警察庁「交通事故統計」および（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」。

1. 事業用トラックの飲酒事故実態

1. (2) : 事業用トラックの飲酒事故事例（令和3年1月～）

	事故等の種類	車籍地	発生日時	死傷状況		当時の状況
				死亡	負傷	
1	酒気帯び路外逸脱	福井県	1月13日20時20分			滋賀県の国道交差点にて、大型タンク車が右折しようとしたところ速度超過で曲がり切れず道路左側へ転落した。
2	酒気帯び追突	栃木県	2月1日1時5分			神奈川県 <small>の</small> 県道にて、信号が青に変わる前にトラックが発進し前方で停車していた軽自動車に衝突した。
3	酒気帯び追突	福岡県	2月8日14時50分		1	大分県の国土交差点にて、トラクタ・セミトレーラが赤信号で停車中のダンプに追突、追突されたダンプは前方で停車中のタンク車に追突した。
4	酒気帯び追突	沖縄県	2月22日9時30分			沖縄県の県道交差点にて、大型トラックが赤信号で停車中の乗用車に追突した。
5	酒気帯び衝突	岐阜県	2月26日11時00分			愛知県内の駐車場にて、トラックが駐車車両に衝突した。
6	酒気帯び物損	長崎県	2月28日21時20分			鹿児島県の市道にて、大型トラックが道路脇の土手に衝突した。
7	酒気帯び追突	山口県	3月15日20時00分		1	広島県の国道の交差点にて、トラクタ・セミトレーラが右折のため停車していた乗用車に衝突した。
8	酒気帯び衝突	福井県	3月31日10時00分		2	岐阜県の国道にて、トラクタ・セミトレーラがセンターラインをはみ出し、対向車線の軽乗用車と衝突した。
9	酒気帯び衝突	宮城県	4月17日0時30分		2	宮城県の市道交差点にて、大型トラックが右折待ちの対向車に衝突した。
10	酒気帯び衝突	山形県	5月7日22時30分		1	宮城県 <small>の</small> 高速道路にて、大型トラクタ・トレーラがワイヤー式のガードレールをなぎ倒し、道路下のため池に転落した。

1. 事業用トラックの飲酒事故実態

1. (2) : 事業用トラックの飲酒事故事例（令和3年1月～）

	事故等の種類	車籍地	発生日時	死傷状況		当時の状況
				死亡	負傷	
11	酒気帯び衝突	福島県	5月17日 22時30分			山形県の国道にて、大型トラックが対向車線にはみ出し、対向車である大型トラックと衝突した。
12	酒気帯び物損	青森県	5月30日 20時27分			岩手県的高速道路にて、大型トラックが工事で設置していた簡易ガードレールに衝突した。
13	酒気帯び	岩手県	6月27日 21時00分			福島県の国道にて、「大型トラックがフラフラ運転している」との通報により、駆けつけた警察官に止められた。
14	酒気帯び物損	秋田県	7月5日 21時00分			山形県の国道にて、大型トラックが道路中央部に設置されているセンターポールに接触した。
15	酒酔い衝突	長野県	7月6日 13時45分		1	新潟県の国道にて、大型トラックがダンプカーとすれ違う際にミラー等が接触する事故が発生した。
16	酒気帯び衝突	福岡県	8月9日 17時40分		5	長野県的高速道路のトンネル出口付近にて、中型トラックがトンネル内の側壁にぶつかり、その弾みで、追越車線を走行していた乗用車に衝突。当該中型トラックは、トンネルを出た先の中央分離帯のガードレールを突き破り、反対車線に飛び出して法面に乗り上げ停車した。
17	酒気帯び衝突	広島県	8月30日 16時4分			広島県の国道にて大型トラックが道路工事で片側相互通行規制のため設置されていた信号機に接触した。

酒気帯び事故の特徴：車両の制御が効かない状態での衝突
⇒ブレーキを踏まず高速
⇒重大事故の可能性が高い

本日の内容

1. 事業用トラックの飲酒事故実態
- 2. 飲酒運転の及ぼす影響**
3. 飲酒運転防止対策
4. 情報伝達、コミュニケーションの確保
5. 日常管理で飲酒運転撲滅・健康起因事故防止

2. 飲酒運転の及ぼす影響

【事業者に及ぼす影響】

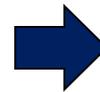
事業停止・信用失墜・経営破綻

- ・飲酒運転はきわめて悪質で危険な犯罪行為
- ・事業停止や自動車使用禁止等の厳しい処罰
- ・社会的な信用も失墜し経営に重大な影響を及ぼす

※出典：全日本トラック協会「飲酒運転防止対策マニュアル」

飲酒運転に対する行政処分

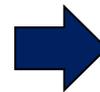
運転者が飲酒運転を引き起こした場合



初違反 100日間 車両使用停止
再違反 200日間 車両使用停止

※上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合



違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合



違反営業所に対して
7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合



違反営業所に対して
3日間の事業停止

2. 飲酒運転の及ぼす影響

【事業者に及ぼす影響】

事業停止・信用失墜・経営破綻

下命・容認

道路交通法第75条において、自動車の使用車（事業者等）や自動車の運行の管理を行う者（運行管理者等）は、**飲酒運転や過労運転、過積載運転等を下命・容認してはならない**と定められています。これに違反した場合は、下命・容認した事業者等や運行管理者等が懲役等の刑事処分を受けます。

指導監督義務違反

1. 運転者に対する「一般的な指導及び監督」実施
2. 特定の運転者に対する特別な指導
3. 特定の運転者に対する適正診断実施 等を実施していないこと

信用失墜 経営破綻

飲酒運転は**会社のイメージを極端に悪化させ、荷主の信頼を失うだけでなく社会的信用も失墜して、経営破綻に繋がります。**

2. 飲酒運転の及ぼす影響

【ドライバーに及ぼす影響】

行政処分・刑事処分・懲戒処分

酒酔い運転

- ・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・違反点数35点（※免許取消）

酒気帯び運転

- ・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・呼気1ℓにつき0.25mg以上
⇒25点 免許取消（欠格期間2年）
- ・呼気1ℓにつき0.15mg以上0.25mg未満
⇒13点 免許停止（90日）

危険運転致死傷罪

- ・アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
死亡事故⇒1年以上20年以下の懲役
負傷事故⇒15年以下の懲役
- ・アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと
死亡事故⇒15年以下の懲役
負傷事故⇒12年以下の懲役

2. 飲酒運転の及ぼす影響

【ドライバーに及ぼす影響】

行政処分・刑事処分・懲戒処分

社内の懲戒規定による処分

飲酒運転は社内の懲戒規定でも厳しく処分されます。
懲戒規定については、大きく分けて次の2つのケースがあります。

◆ **就業規則等で明確に「懲戒解雇」等の処分を定めているケース**

就業規則

(目的)

第1条 この就業規則は、〇〇運輸株式会社が企業秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって会社の発展と従業員の地位向上を期すために、従業員の就業その他に関する事項を定めたものである。

— 中略 —

(解雇)

第〇条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、**諭旨解雇または懲戒解雇とする。**

1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき
(以下 略)

◆ **懲罰委員会等で審議したうえで処分を決定するケース**

交通事故処理規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇物流株式会社の従業員が交通事故等を起こした場合の処理について定める。

— 中略 —

(悪質違反に対する措置)

第〇条 従業員が飲酒運転等の悪質違反を行った場合は、**懲罰委員会において、乗務禁止、出勤停止、解雇等の処分を審議のうえ、会社に上申するものとする。**

2. 飲酒運転の及ぼす影響

【アルコールが運転に与える影響】

「酔い」の正体は？



脳の麻痺（マヒ）です

＜体内に入ったアルコールの行方＞



アルコールが脳に到達するまでに、空腹なら30分、食べながら飲むと1時間くらいかかると言われています。つまり、飲んですぐは酔っていないように感じても、酔い（脳の麻痺）はじわじわと進んでいくということです。

※出典：日本損害保険協会「飲酒運転防止マニュアル」

2. 飲酒運転の及ぼす影響

【アルコールについての正しい知識を！】

—本当に分かっていますか？ 飲酒運転の危険性—

ケース1

ビール1杯だけ飲んだ。1杯しか飲んでいないし、車で帰っても大丈夫だろう。

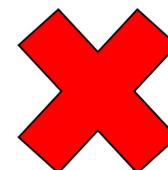
- ・1杯であろうと脳の機能が低下、脳の働きが悪くなり影響が出ます。
(眠くなる・体の動きが鈍くなる・物事を覚えられない・正確に判断できない・集中力低下)
- ・少ない量でも血中アルコール濃度が上がると運転に影響 **大丈夫 = 何の根拠もない思い込み**
認知判断操作能力低下 視野狭窄 ハンドル・ブレーキ操作遅れ



ケース2

晩酌は何よりの楽しみ。缶ビール500ml2本と焼酎ロック2杯を飲んで23時過ぎに就寝。
翌朝8時から車を運転。

- ・時間がたてば必ず全部のアルコールが抜けるわけではなく、飲んだ量に応じて抜けるまで時間がかかります。睡眠や入浴で早く抜けることはありません。



**アルコールについての正しい知識を持たない安全意識の低い人
⇒自分は大丈夫だと思う⇒本当は危険**

2. 飲酒運転の及ぼす影響

【アルコールの単位と処理にかかる時間】

覚えてくださいアルコールの1単位=純アルコール20gを含む酒量



1単位のアルコールを飲むと、体内での処理に飲み終わってからおよそ4時間かかります。飲酒して8時間後に勤務したとします。2単位ならアルコールは検出されませんが、3単位だと、、、？
飲酒運転を防ぐためにも、健康のためにも、大事なことは飲み過ぎないことです。

※出典：日本損害保険協会「飲酒運転防止マニュアル」

2. 飲酒運転の及ぼす影響

【アルコールについての正しい知識を！②】

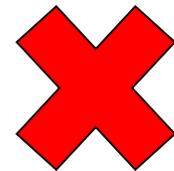
—本当に分かっていますか？ 飲酒運転の危険性—

ケース③

休憩中にアルコールを飲んだけど、車中で仮眠をとったから車で帰っても大丈夫だろう。

- ・時間がたてば必ず全部のアルコールが抜けるわけではなく、飲んだ量に応じて抜けるまで時間がかかります。睡眠や入浴で早く抜けることはありません。

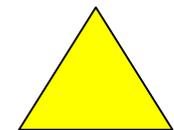
【1単位のアルコールを飲むと、体内での処理に約4時間かかります。】



ケース④

毎晩眠るために酒を飲んでいる。飲まないで眠くならない。

- ・アルコールには脳を麻痺させる「麻酔作用」があるため確かに眠くなります。ところが寝酒を続けると深い眠りが減って浅い眠りが増えていきます。十分に眠らずに目覚めてしまうことも増え、睡眠の量も質も落ちます。
- ・さらに問題なのは脳がアルコールに慣れてしまい、量が増えていくことです。アルコールなしで眠る工夫をしましょう。



2. 飲酒運転の及ぼす影響

【アルコール依存症】

－依存は病気－

「アルコール依存」は「**飲む量**」や「**飲む時間**」の**コントロールが出来ない**病気。
徐々に飲酒量が増えて、1日平均日本酒3合以上飲む「**多量飲酒**」が習慣になり、さらにアルコールの血中濃度を一定にするために、「**連続飲酒**」に陥ります。

アルコールが体から抜けていくときに、
「汗をかく」「悪寒がする」「イライラして集中できない」
などの不快な症状（**離脱症状**）が出ます。
これは飲酒すると治まるため、「**連続飲酒**」に陥りやすいわけです。

アルコール依存症は、習慣飲酒者なら誰でもなる可能性がある病気で、徐々に進行していくため本人は気付きません。重要なのは**予防**、そして**早期発見・治療・回復**へのサポートです。

アルコール依存症の兆候がある場合は**専門医療機関で適切な治療**を受けることを指導しましょう。

※出典：日本損害保険協会「飲酒運転防止マニュアル」

1. 事業用トラックの飲酒事故実態
2. 飲酒運転の及ぼす影響
- 3. 飲酒運転防止対策**
4. 情報伝達、コミュニケーションの確保
5. 日常管理で飲酒運転撲滅・健康起因事故防止

3. 飲酒運転防止対策

3.(1) : 管理体制の強化と指導・啓発活動の推進

管理体制の強化

① 点呼体制の強化

- ◆ 第5章でお話します

② 飲酒状況等の実態把握

- ◆ ドライバーの雇用時に飲酒傾向を確認
- ◆ 管理者による個別面談、ドライバーからの申し出、健康診断結果等により、ドライバーの飲酒実態を把握
- ◆ 年1回の運転記録証明書取得による飲酒運転歴を把握

③ 社内処分の厳格化

- ◆ 飲酒運転に対する社内の懲戒規定の制定や見直しを行い、社内処分を強化
- ◆ 酒気帯びが確認されたドライバーに対しては「乗務禁止」の命令
- ◆ 帰庫時に酒気帯びが確認された場合には「厳正な処分」実施

3. 飲酒運転防止対策

3.(1) : 管理体制の強化と指導・啓発活動の推進

指導・啓発活動の推進

① 従業員への指導・啓発

- ◆ 飲酒運転防止教育を積極的に推進し、アルコールに関する正しい知識を取得
 - ・飲酒が運転に及ぼす影響
 - ・アルコールが抜けるまでの時間
- ◆ 休息期間における過度な飲酒禁止徹底（乗務前夜等）
- ◆ 休憩時や仮眠前の飲酒禁止徹底
- ◆ 労働組合、従業員との協力体制強化

② 家庭への啓発・広報

- ◆ 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を「手紙」等により家族に要請

3. 飲酒運転防止対策

3.(2) : 対策事例

N社

◆飲酒運転撲滅計画策定

- ・H28年度から安全推進部を新設し、CSR推進体制による飲酒運転等の抑止を図る

◆毎月1日を「飲酒運転撲滅強調の日」と定める

- ・社長及び役員、管理職による各営業所の早朝点呼、朝礼、昼間点呼等への立会実施

◆従業員への教育活動

- ・全社員対象にAUDIT（飲酒習慣スクリーニングテスト）及びアルコールチェックシートを活用した自身の飲酒傾向の把握、所属長との個人面談による飲酒に対する意識づけ実施
- ・社員研修で飲酒運転撲滅教育実施（警察による飲酒運転撲滅講和、DVD視聴）
- ・全営業所長が出席する全体会議、安全推進会議での飲酒運転撲滅討議実施
- ・各営業所での安全推進会議、小集団活動（判別ミーティング）での飲酒運転撲滅・適正飲酒に関する討議実施
- ・家族宛に飲酒運転防止への協力を呼び掛ける内容の手紙送付

◆従業員同士で注意しあう風土

- ・飲酒機会の増える時期はお互い注意しあうことで自主的に運行前日の飲酒を控える等
- ・飲酒運転「3ない」の誓いを策定「しない」「させない」「見逃さない」

本日の内容

1. 事業用トラックの飲酒事故実態
2. 飲酒運転の及ぼす影響
3. 飲酒運転防止対策
- 4. 情報伝達、コミュニケーションの確保**
5. 日常管理で飲酒運転撲滅・健康起因事故防止

4. 情報伝達及びコミュニケーションの確保

4.(1) : 縦、横、外部のコミュニケーションラインの確保

縦のコミュニケーションライン

- ・日常的な会話、点呼や電話を通じた連絡、報告
- ・職制を通じた指示、報告、上申
- ・安全報告

職制を通じたライン以外に経営トップと現場担当の直接コミュニケーションライン

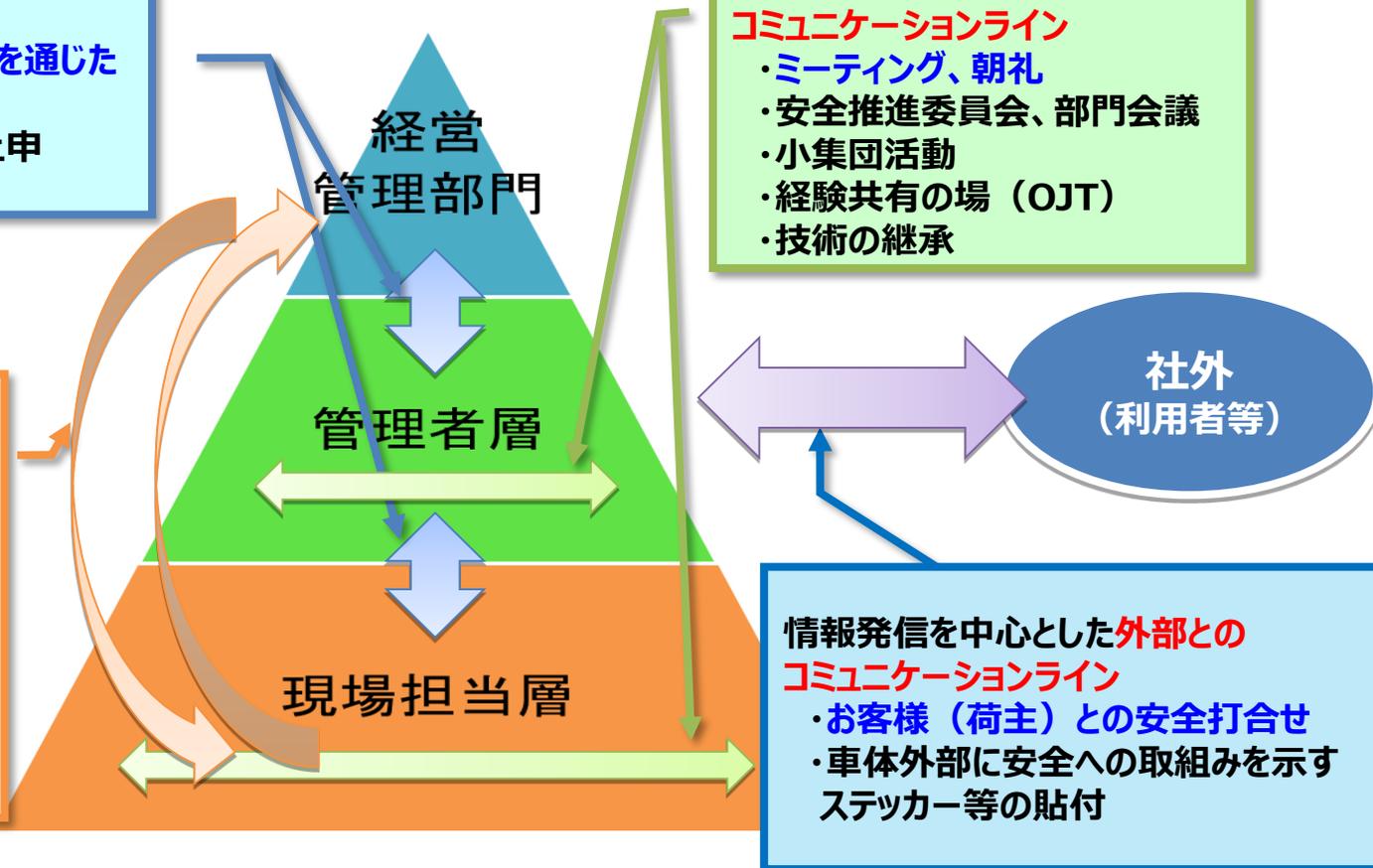
- ・経営トップ、安全統括管理者による現場巡回
- ・表彰
- ・交通安全運動等の訓示
- ・安全大会
- ・省エネコンクール

情報共有を中心とした横のコミュニケーションライン

- ・ミーティング、朝礼
- ・安全推進委員会、部門会議
- ・小集団活動
- ・経験共有の場（OJT）
- ・技術の継承

情報発信を中心とした外部とのコミュニケーションライン

- ・お客様（荷主）との安全打合せ
- ・車体外部に安全への取組みを示すステッカー等の貼付



4. 情報伝達及びコミュニケーションの確保

4.(2) : コミュニケーションの必要性

【コミュニケーション】

人(送り手)から人(受け手)への情報の移動、また、その移動の結果生じた「心のふれ合い」「共通理解」「共同関係」などをいう。

● コミュニケーションの目的 = **事故防止・安全確保**

- ・変化を見抜き、適宜、指摘・注意する。
- ・問題点・欠点を指摘し、改善させる。

現実として、管理、指導、育成は簡単ではない・・・



乗務員とのコミュニケーションの取り方、指導時の対応に問題はないか、振り返ってみてください。

4. 情報伝達及びコミュニケーションの確保

4.(2) : コミュニケーションの必要性

運転者の何を知るのが

- 今、どこまで知っているのか
- 知ってどうするのか
 - 信頼関係づくり
 - 変化を見抜く

	氏名 (漢字でフルネーム)	本人の性格	本人の出身地	本人の趣味	本人の健康状態	本人の年齢 生年月日	家族構成	配偶者の誕生日	同居家族の年齢	家族の健康状態
1										
2	苗字やあだ名だけでなくフルネーム書けますか？	地方から上京している方の実家の状況が気になります	飲酒もそうですが、ゲーム依存症にも注意が必要です	持病を把握出来ていますか	誕生日に一声かけて下さい無事帰ることが一番のプレゼント		配偶者・子・両親との同居別居など	無事帰って配偶者を安心させて下さい	子供の受験や学校、習い事	気がかかっている事がないか
3										

- 管理者として、大事なことは、最低限、相手のことを知る。
そのなかで信頼関係を作っていく。
⇒ 言いづらいことも言える・聞いてもらえる関係を構築する
あいまいな記憶では信頼関係は作れない。

4. 情報伝達及びコミュニケーションの確保

4.(2) : コミュニケーションの必要性

良好な人間関係づくり

● 良好な人間関係を構築するために

- 運転者の言葉に耳を傾ける
- 敬意を払う
- 約束や約束したこと、時間を守る

⇒ **信頼関係を築いて、きついことも言えるようにする。**

今までに、「嫌だな」と思った上司の態度は？

望ましい接し方

- ・ 絶えずコミュニケーションをとる
- ・ 運転者の目線に立つ
- ・ 運転者の情報を把握し、生かす
- ・ 必ず確認する
- ・ 感情で判断、対応しない
- ・ 個性に応じてアドバイスする

不適切な接し方

- ・ 一方的に話す
- ・ 「十分理解している」と思い込む
- ・ 否定的な感情を持って接する
- ・ 運転について批判、評価、判断する
- ・ 運転者を他の経営資源と同様に扱う
- ・ あいまいな情報のままで話をすすめる
- ・ 運転者が効果をあげても当然と無視

4. 情報伝達及びコミュニケーションの確保

4.(3) : 事故の一報を聞いたとき何を思うか

- ① またあの人か…
- ② やっぱりあの人か…
- ③ まさか彼が…
- ④ あれだけ一生懸命指導・教育してきたのに…



出庫点呼（始業点呼）の際の、声掛け、指示は十分だったと言えるでしょうか？

- たとえば、御社のドライバーさんは、お客さまから急ぐように言われたら、どうしてしまうのでしょうか？

管理者へのアンケートでは…

事故の原因は

- ドライバーにある …72%
- 管理の問題 …20%
- 双方にある … 8%

「事故の責任の半分は管理者にあると位置づける」ことを基本に据えてください。

(当社実施の管理者100人へのヒアリング調査結果)

本日の内容

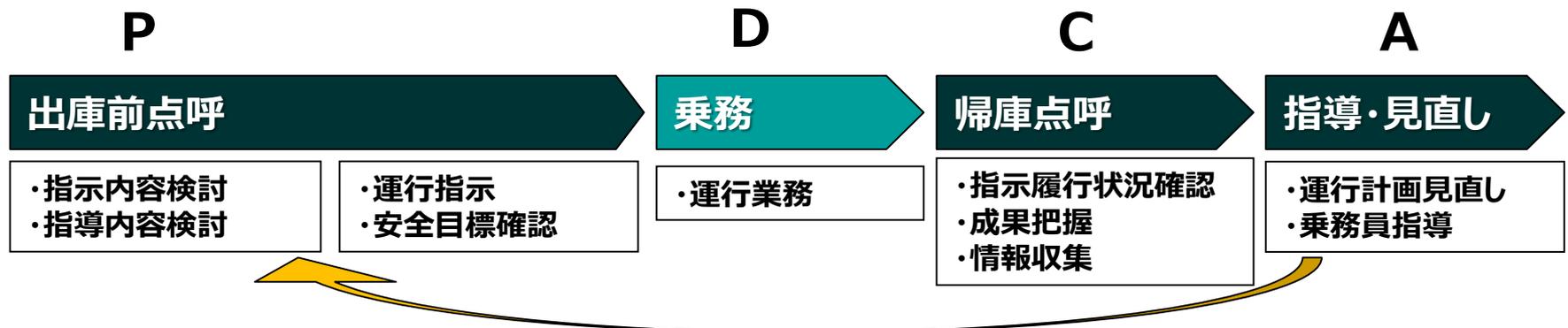
1. 事業用トラックの飲酒事故実態
2. 飲酒運転の及ぼす影響
3. 飲酒運転防止対策
4. 情報伝達、コミュニケーションの確保
5. **日常管理で飲酒運転撲滅・健康起因事故防止**

5. 日常管理で飲酒運転撲滅・健康起因事故防止

5.(1) : マネジメントシステムとしての点呼

■ 点呼はPDCAサイクルの一環

- 出庫点呼は、乗務員に対し法的要求事項等の確認はもちろん、運行に際して履行すべき事項、して欲しい事項を**インプットする場**であり**事故の未然防止が目的**である。
- 帰庫点呼は、乗務員に対し法的要求事項等の確認はもちろん、出庫点呼において指示した事項についての履行状況を**アウトプットさせる場**であるとともに、**安全対策のために必要な情報を収集する場、****労いの気持ちを伝える場**である。



5. 日常管理で飲酒運転撲滅・健康起因事故防止

5.(1) : マネジメントシステムとしての点呼

【点呼の目的】



● 出庫時

- **業務への切り替えポイント**
- 出庫可能かどうか確認 (人・車)
- 安全確保にむけての指示

● 出庫点呼では

- ・ **アルコール摂取状況 健康・精神状態** をチェック
- ・ 日常点検の実施を確認
- ・ **安全目標の確認** (実施いただきたい事項)
- ・ 身だしなみの確認
- ・ 免許証の確認 (裏面まで)
- ・ 必要に応じて各種指示 他



● 帰庫時

- **安全目標の実施状況の確認**
- 問題の把握
(道路・車・ヒヤリ・ハット)

● 帰庫点呼では

- ・ **アルコールチェック**
- ・ 労をねぎらう
- ・ **安全目標の実施状況確認**
- ・ 道路、車両状況の確認
- ・ **ヒヤリ・ハット情報等の確認** 他

5. 日常管理で飲酒運転撲滅・健康起因事故防止

5.(2) : 点呼実施時の注意点

- 以下のようなことはありませんか？
 - ・ 出社～出庫の流れが決まっていない。
 - ・ 点呼の手順が運行管理者によりバラバラ。
 - ・ 日常点検の内容、手順がバラバラで点検内容を報告していない。
 - ・ 点呼（朝礼）に集中していないドライバーがいる。



- アルコールチェック・日常点検実施後に点呼
- アルコールチェックは実施状況を点呼執行者が**目視確認**
- 点呼は双方、**直立・正対**（出庫前、帰庫時とも）
- 指示事項は必ず**復唱**



どのような点呼が「安全度」を高めるのか、ルール化・目線合わせに向けて、管理者層での情報共有を中心とした「**横のコミュニケーションライン**」も重要。

5. 日常管理で飲酒運転撲滅・健康起因事故防止

5.(3) : 点呼の有効性を高めるには

➤ 具体的な伝達・指示を行う

伝達・指示を行うだけでは不十分

- 一方的な伝達・指示ではないか
- 乗務員が「理解」「納得」しているか
- 双方の判断基準に差異はないか

➤ ありがちな伝達・指示

- 「安全確認を『確実に』行うこと」
- 「車間距離を『十分に』確保すること」
- 「事故防止策を『徹底』する」

<具体的な伝達・指示とは>

- ① 行動・手順が明確化
- ② 数値化し、効果測定可能
- ③ 外から見て評価可能

どのように？
どれくらい？

■ 安全確認

「確認ポイントを指差し『〇〇よし』と呼称」

■ 車間距離

「一般道では常に前車と〇秒あける」

■ 事故防止策の徹底

「安全会議を開催し〇〇の資料を配布・読み合わせを行い、〇〇までに実施状況を〇〇が添乗することで確認する」

本日のまとめ

- ◆事業用トラックの飲酒事故・飲酒運転はゼロになっていない
- ◆飲酒運転による事業者・ドライバーへの影響は甚大
- ◆「酔い」の正体は「脳の麻痺」
- ◆アルコールの排出処理にかかる時間を知っておこう
- ◆飲酒運転対策は「管理体制強化」と「指導・啓発活動推進」がポイント
- ◆部下とは何でも(厳しい指摘でも)言える関係になっていませんか？
- ◆事故の責任の半分は管理者にあります
- ◆点呼はPDCAサイクルの一環
- ◆点呼の有効性を高めて飲酒運転撲滅・安全運転推進を図ろう

【参考】飲酒運転防止対策の理解を深めるために

飲酒運転防止対策マニュアル

飲酒運転根絶に向けて



このマニュアルは、飲酒運転に対するトラック事業者や管理者、ドライバーの意識改革を促進するとともに、営業所等において飲酒運転防止対策を着実に実施していくことによって、飲酒運転の根絶を図ることを目的として作成されたものです。

JTA 全日本トラック協会



＜HPで確認可能な事業者向け対策マニュアル＞

「飲酒運転防止対策マニュアル」全日本トラック協会

【アクセス方法】

■ 全日本トラック協会

> 会員の皆様へ

> 安全対策

> 事故防止特設ページ

> 飲酒運転撲滅に向けた取り組み

> 掲出用ポスター・パンフレット等

> パンフレット類

「飲酒運転防止マニュアル」日本損害保険協会

【アクセス方法】

■ 日本損害保険協会

> 統計・刊行物・報告書

> 刊行物・報告書

> 防災・防犯・交通安全

The logo consists of the text "MS&AD" in white, bold, sans-serif font, centered within a dark teal rectangular background.

MS&AD Insurance Group

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
MS&ADインターリスク総研株式会社

<https://www.irric.co.jp>